

消防団員の身分

消防団員は特別職の地方公務員

消防団員は、消防を本業として生活を立てているわけではありません。といって消防の仕事が副業でもありません。しかし、市町村長や助役、収入役、議員などと同じ**特別職の地方公務員**として「地方公務員法」第3条に明記されています。

したがって、消防団員として任命されたからには、特別職の地方公務員であるという認識を持って行動しなくてはなりません。

また、わずかな金額ですが、年額の報酬が支払われるほか、もしも公務により死亡したり、病気やケガをしたりした場合には、本人やご遺族に対して、その損害が補償されます。（消防組織法第15条の7第1項）

また、消防団員が、多年にわたり（5年以上）在職して退職した場合に、その労苦に報いるため、その団員の在職年数や階級に応じて退職報償金（慰労金としての性格をもつもので、退職後の生活を保障するために支給される一般の退職金とは性格が異なる）が支給されます。

（1）消防団員は消防団長が任命

消防団員は、市長の承認を得て消防団長が任命します。

（2）消防団への入団・退団は自由

消防団への入団は義務や強制ではなく、本人の自由意思によります。ただ、特別職の地方公務員である立場上、行政処分などで免職させられる場合があります。

（3）個人としての活動は自由

消防団員が、個人として政党に入党したり、公職の候補者になったり、選挙運動をしたりすることは自由です。ただし、その地位を利用した選挙運動は禁止されています。

（4）他の公職との兼職が可能

消防団員は、団員であっても他の公職に就任して差し支えありませんが、一定の手続等が必要な場合があります。

（5）市長が消防の管理者

消防団員の最高の責任者は、市長で、消防の組織運営一切をとりしきり、その権限が消防団長に委ねられています。

（6）消防団は規律と秩序を維持する（組織活動が主眼）

「消防団は、組織活動の効果을上げるため、指揮命令、服従、職掌關係を明確にする」

「消防団は、厳格な階級制度をとっている」（**団長・副団長・分団長・副分団長・部長・班長**）「消火活動や人命救助活動が確実、迅速に実施できるよう、常備の消防職員に準じて必要な権限が法律上与えられております」

（1）**緊急措置権** 消火活動や人命救助の必要があるときは、消防対象物などを使用し、処分することが出来ます。（消防法29条1項）

緊急の必要があるときは、火災の現場付近の者を消火や延焼防止、人命救助などの消防作業に従事させることが出来ます。（消防法第29条第5項）

（2）優先通行権及び緊急通行権

消防隊は、一刻も早く消火活動に着手できるよう車両の通行において特別の権限が与えられています。

優先通行権 消防車が火災現場に赴くときは、他の車両は道路を譲らなければいけません。

(消防法第26条第1項)

緊急通行権 消防隊は、火災現場に到着するため緊急の必要があるときは、一般交通の用に供しない通路などを通行する事が出来ます。(消防法第27条)

上記の基準はいずれも消防車に乗っているときの場合によることです。

(3) 消防警戒区域の設定

火災の防御活動を効率的に行うため、火災現場では区域内に定められた者以外の出入りを禁止する事が出来ます。

火災の現場においては、消防団員は消防警戒区域を設定して命令で定める以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りの禁止、制限が出来ます。(消防法第28条)

(4) 応急消火義務と情報提供

火災が発生したときは、消防対象物の関係者などは、消防隊が火災の現場に到着するまで消火や延焼防止、人命の救助を行わなければならない。(消防法第25条第1項)

火災の現場においては、消防団員は消防対象物の関係者などに対して、消防対象物の構造、救助を要する者の存否、延焼の防止、人命救助のため必要な事項につき情報の提供を求めることが出来ます。(消防法第25条第3項)

(5) 消防団員の立入検査等

消防長又は消防署長は、火災予防のため特に必要があるときは、消防対象物及び期日又は期間を指定して、消防団員に立入及び検査又は質問をさせることが出来ます。(消防法第4条の2第1項)

